

令和2年度
きのくにコミュニティスクール研修会
(和歌山市会場)

令和2年11月30日(月)
@和歌山市北コミュニティセンター

「きのくにコミュニティスクール」

学校運営協議会規則について



和歌山県教育庁生涯学習課
吉水 英章

いつもの光景

Ⅱ

地域学校協働活動

共育コミュニティ



地域と学校が一体となって

子供たちの学びや成長を

支える活動

これまでの積み重ねが、和歌山県に

コミュニティ・スクールを導入する土台に。

本日お伝えしたいこと

① 地方教育行政の組織及び運営に関する
法律の改正

② 全国及び和歌山県の状況

③ きのくにコミュニティスクールの必要性

①地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の改正

そういえば、以前は…

(吉水の経験から)

- ・ 「おかえり」と言ってくれる近所のおっちゃん
- ・ けがをしたとき、家に連絡してくれるおばちゃん

地域の方に育ててもらえる「地域の学校」

システム（仕組み）として再構築 →法律

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(地教行法)
平成29年改正**

学校運営協議会の設置が努力義務化



**土台のある和歌山県だからこそ、
コミュニティ・スクールが実現できる**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5

第1項（学校運営協議会の設置及びその役割）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の**運営**及び当該運営への**必要な支援**に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように**努めなければならない**。

校長先生の持つ学校運営の方針の承認だけでなく、現状や児童生徒が抱える課題等を把握し、必要な支援の方法や内容について協議を行うことが追加されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5

第5項（協議の結果に関する情報の提供）

学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

承認された校長先生の持つビジョンや学校運営の方針
＝共通の目標

第5項（協議の結果に関する情報の提供）

学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく

対象学校は、運営協議会委員以外の方に、学校の方針や やろうとしていることを知ってもらい、 地域住民等の理解・協力を得る。 支援に関し、対象学
籍する生

は幼児の保護者その他の関係者の理解を深める 対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資
対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関

「学校だより」
や「学校運営協
議会だより」、
HP、委員から
の口コミ等で情
報を広める。

結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

和歌山市教育委員会 学校運営協議会規則

第2条 協議会は、教育委員会及び**校長の権限と責任**の下、
保護者、地域住民等の**学校運営への参画**並びに保護者、
地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進す
ることにより、学校と保護者、地域住民等との間の信
頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育
成に取り組むことを目的とする。

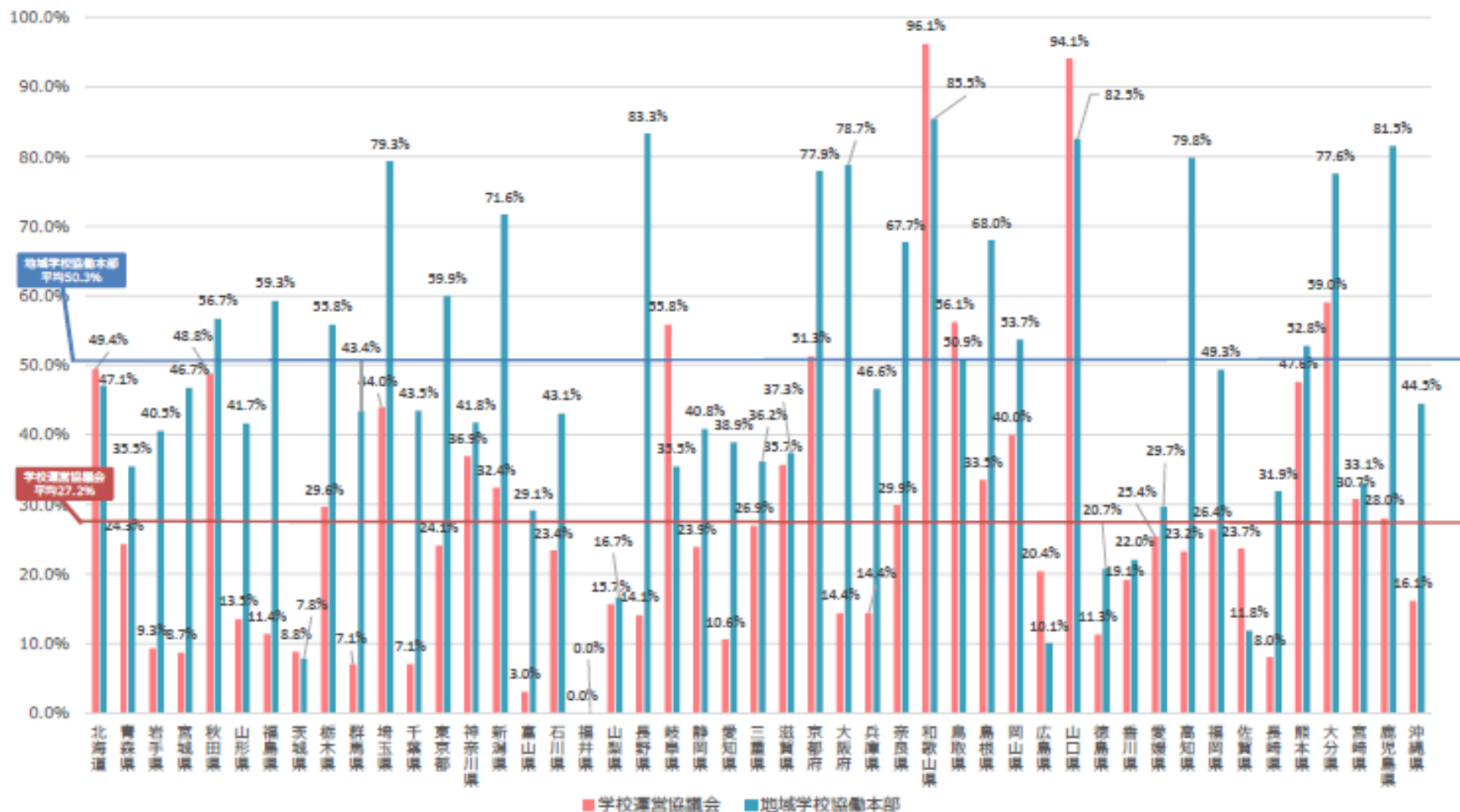
和歌山市教育委員会 学校運営協議会規則

第6条 協議会は、対象学校の教育活動その他**学校の運営の状況**について、毎年度1回以上評価を行い、その結果を対象学校のホームページ、学校だより等を活用し、**公表**するものとする。

② 全国及び和歌山県の状況

コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別・全学校種）

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：9,788校（幼稚園：237、小学校：5,864、中学校：2,721、義務教育学校：76、高等学校：668、中等教育学校：3、特別支援学校：199）
 地域学校協働本部が整備されている公立学校数：18,130校（幼稚園：500、小学校：11,777、中学校：5,206、義務教育学校：83、高等学校：386、中等教育学校：2、特別支援学校：176）



＜引用＞文部科学省 2020年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

③ きのくにコミュニティスクールの必要性

これからの学校は

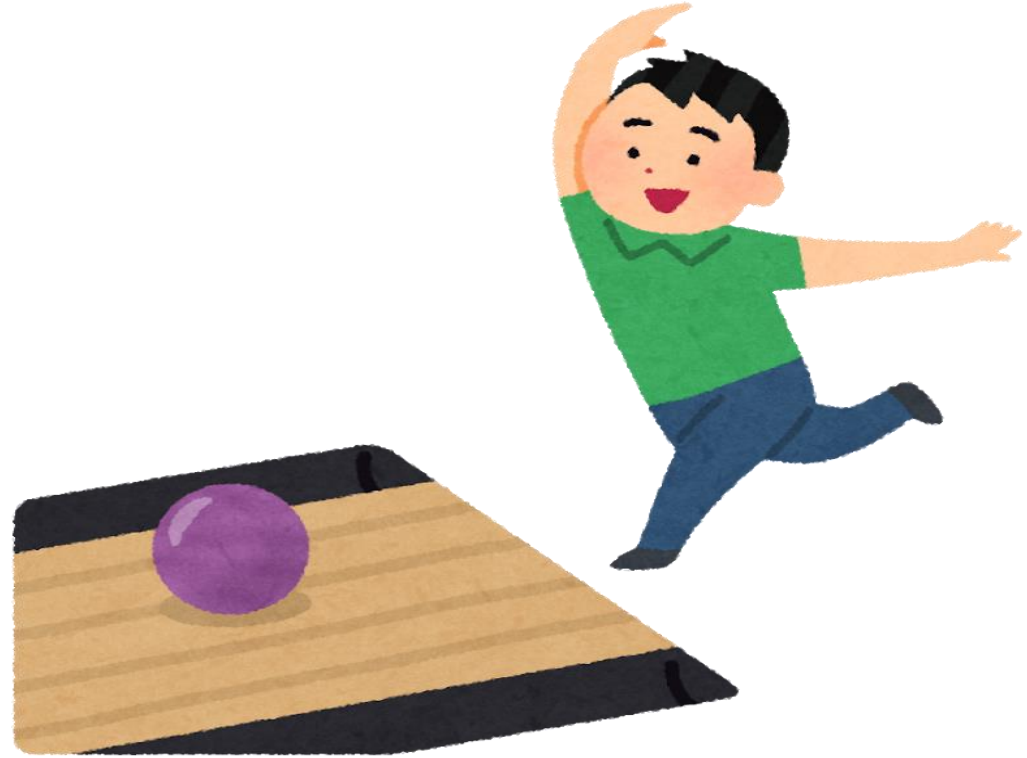
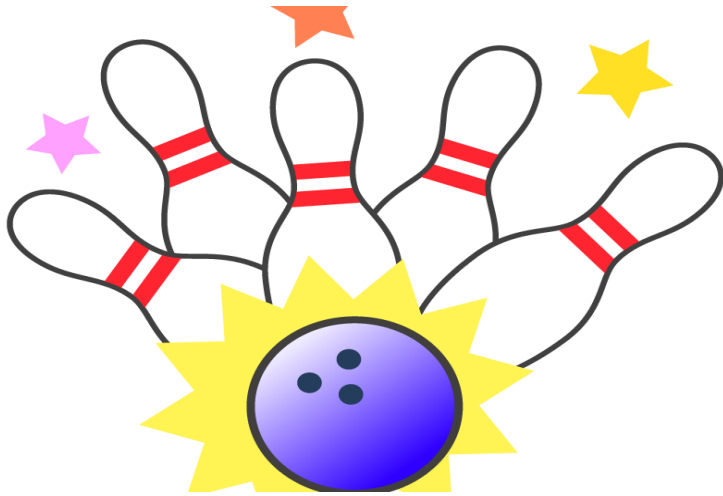
- 子供たちに**様々な立場**の人々との**多様な経験**を積ませること
- 保護者、地域住民だけでなく、企業、組織との**協働**による教育活動を展開すること

その共通の土俵になるのが…

「社会に開かれた教育課程」

これまでは . . .

ゴールイメーヅ



これからは . . .

合意形成 軌道修正
consensus
building



ゴールイメージ

きのくにコミュニティスクール

～ 地域が人を育み、
人が地域をつくる ～

共通の目標

学校と地域が
同じ目標に
向かっていける

積極的な取り組み

積極的な取り組み

学 校

学校と地域が一体となって協力

地 域



学校運営協議会

＜地域住民や保護者等が学校運営に参画＞

- 学校運営の基本方針の承認
- 課題解決のための具体的な手立てを協議
- 協議内容や活動を公開

構成員：教職員、地域共育コーディネーター、
保護者、企業関係者、公民館長、
地域住民代表、自治会代表、
青年団、民生委員・児童委員 等



共育コミュニティ (地域学校協働活動)

＜学校運営協議会での協議を踏まえた活動を実施＞

(活動例)

- ふるさと学習など授業への協力
- 登下校の見守りやあいさつ運動の実施
- 放課後等における子供への学習支援や体験・交流活動の実施
- 保護者向けの家庭教育・子育て講座の開催
- 祭りなどの伝統文化・芸能への子供の参加 等

(参考) きのくにコミュニティスクール 設定のねらい

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は**複雑化・困難化**しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。そこで、**学校や地域が抱える課題を解決**するとともに、**地域を担う人材を育成する**ために「きのくに共育コミュニティ」の取組を充実させながら、学校と地域が連携・協働し、当事者意識をもって子供の成長を支えていく学校づくりを進める「きのくにコミュニティスクール」を導入します。



先生、この子が大人になったときは、**どのような世の中**に
いるんですか？
この子に、**どのような力**を身につけさせたいんですか？

新学習指導要領〈総則〉 第1章 総説 1. 改定の経緯・基本方針

学校教育には、子供たちが**様々な変化に積極的に向き合い**、**他者と協働して課題を解決**していくことや、**様々な情報を見極め**知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして**新たな価値**につなげていくこと、**複雑な状況変化**の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

情報の共有

成功体験
の共有



課題・目標
ビジョンの共有

アクションの
共有(協働)